

平成27年度第2回滝沢市いじめ防止等対策協議会 会議録

1 開催期日
平成28年2月1日(月) 14時00分から15時55分迄

2 開催場所
滝沢市役所4階中会議室

3 報告
(1) 平成27年度滝沢市いじめ防止等に係る取組について
(2) 平成27年度滝沢市いじめ調査結果について

4 協議
(1) いじめの防止と対応における今後の取組について
(2) 滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針(改正案)について
(3) 児童生徒の情報機器使用との向き合い方について
(4) その他

5 出席委員
委員18名中17名出席…設置条例第6条第2項に基づき会議成立

	氏名	所属	備考	出欠
1	沢藤 圭吾	盛岡地方法務局 人権擁護課課長	関係行政機関の職員	出
2	山岸 公美	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部児童相談課課長	関係行政機関の職員	出
3	岩間 茂	盛岡西警察署 生活安全課課長	関係行政機関の職員	出
4	牛抱 政行	滝沢市立鶴飼小学校校長	学校教育の関係者 (小学校長代表)	出
5	田口 功	滝沢市立滝沢南中学校校長	学校教育の関係者 (中学校長代表)	出
6	渡辺 祥子	一本木保育園園長	学校教育の関係者 (市内幼稚園・保育園代表)	出
7	鈴木 稔	滝沢市PTA連絡協議会会長 (姥屋敷小PTA会長)	児童・生徒の保護者代表 (小学校PTA代表)	出
8	昆野 善孝	滝沢市PTA連絡協議会副会長 (滝沢南中PTA会長)	児童・生徒の保護者代表 (中学校PTA代表)	出
9	佐々木 義孝	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	学識経験者(大学教授)	出
10	松下 壽夫	松下法律事務 弁護士	学識経験者(弁護士)	出
11	山口 淑子	医療法人山口クリニック 理事長	学識経験者(医師)	欠
12	春日 菜穂美	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	学識経験者(臨床心理士)	出
13	櫻小路 昭男	滝沢市人権擁護委員常務委員	学識経験者 (市人権擁護委員代表)	出
14	山下 金吾	滝沢市民生児童委員連絡協議会 会長	学識経験者(市民生児童委 員代表)	出

15	切金 一夫	滝沢市少年補導員連絡会会長	学識経験者 (市少年補導員代表)	出
16	佐々木 由利子	市健康福祉部児童福祉課課長	本市の職員 (関係課)	出
17	高橋 正俊	市健康福祉部地域福祉課課長	本市の職員 (関係課)	出
18	釜澤 敦司	市市民環境部防災防犯課課長	本市の職員 (関係課)	出

6 市出席者

教育長		熊谷 雅英
教育次長		野中 泰則
教育委員会学校教育指導課長		泉澤 毅
教育委員会学校教育指導課 主任主査兼指導主事	八重畑 亘	
同 主任主査	藤倉 昌規	
同 主査	田村 幸子	
同 指導主事	早川 貴之	

7 傍聴人 なし

8 内 容

1 開会

委員 18名中 17名の出席。会が成立する旨を報告し開会。

2 挨拶

(1) 主催者挨拶 (熊谷教育長より挨拶)

(2) 会長挨拶 (佐々木義孝協議会会長より挨拶)

3 報告

(1) 平成27年度滝沢市いじめ防止等に係る取組について

(2) 平成27年度滝沢市いじめ調査結果について

(教育次長)

続きまして報告及び協議に入ります。いじめ防止等対策協議会設置条例第6条第1項により、本協議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、このあとの進行は、佐々木会長にお願いいたします。

(議長)

報告・協議に入る前に会議録署名人を指名したいと思います。

本日の会議の会議録署名人につきましては、昆野委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは「3. 報告」に入ります。「平成27年度滝沢市におけるいじめ防止等の取組」及び「平成27年度滝沢市小中学校いじめ調査結果」について、事務局より報告願います。

(学校教育指導課長) 資料により説明。

4 協議

(1) いじめの防止と対応における今後の取組について

(議長)

ありがとうございました。それでは協議に入らせていただきます。始めに、ただいまの事務局の資料1と2の報告につきまして、何か皆様方からご質問はありませんでしょうか。

(委員)

それでは、1つは簡単な事実確認なのですが、いじめの調査1「受けていますか」「受けたことがありますか」ということだけを聞いているものですか。それとも、もう少し何か他にも項目があるような調査なのかというところを教えてください。

(学校教育指導課長)

まず最初は、「いじめを受けているか」ということではなく、「嫌な思いをすることはないですか」という聞き方をしているところでございます。

(委員)

その1項目、中身とかは問わないでただ「嫌な思いをすることはないですか」と聞いて、「はい・いいえ」で答えるだけの質問ですか。

(学校教育指導課長)

それで「はい」と答えた方には「具体的にはどういうことですか」ということを聞いていくこととなります。

(委員)

その時には「いじめ」という言葉を使っているわけではなく、「嫌な思い」という言葉なんですね。わかりました。

(議長)

その他に質問はございませんでしょうか。

(委員)

教育委員会の方にお伺いします。これから2月に入り、民児協の方ですが、学校との情報交換会が始まっていくわけですが、学校側に調査したデータを交換会の場で資料として提出してくれるかどうか。学校側の考え方となるでしょうが、もしできれば教育委員会でそのような指導をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(教育長)

このデータについては、ぜひ学校の方でそのような場を出していただいてやるべきだと思います。ただ、中身の触れ方、具体的な例につきましては話の仕方もあろうかと思いますがデータとしては文科省までいくデータでありますので、ぜひオープンにして協議していただければと思います。

(議長)

その他ご質問はありませんでしょうか。それでは、他に質問がなければ、ただいまの報告を踏まえて、いじめ防止のために市教委や学校がどのような取り組みをすれば効果的であるかなどについて委員の皆様よりご意見をいただきたいと思っております。

(委員)

このような形でいじめ調査をされて拾い出しをするのは当然必要なことだと思いますが、それ以外に岩手県教委が全県小中高を対象に「心と体の健康調査」をしていると思いますが、「心と体の健康調査」は小学校で19項目、中学校で30項目くらいあって、中身としても例えば「嫌な思いをしたことがありますか」と聞かれると答えにくかったりするのですが、例えば心身の不調であったりとか、そういうようなことであれば答えやすかったりとか、そのいうところから拾えるということもあると思うのですが、「心と体の健康調査」というのは、私はスクールカウンセラーをやっていて結構役に立

っていてスクリーニングとして子供たちが相談したいという声を拾えたりとか、体の様子や心の様子から気掛かりなことを拾い出しできるので結構役に立つと思っているのですが、そういったものを滝沢市の小学校中学校ではどの程度どのように活用されているのでしょうか。

(議長)

それでは、学校という立場でお願いします。

(委員)

今お話しがあった件については、学校ではきちんと調査をしまして、気になる子については、まず担任の方で事情聴取をしながら、養護教諭と連携を取ったりとか、場合によっては生徒指導とか、また発達課題を抱えていることもありますので特別支援のコーディネーターとかでチームを作りまして必要があれば対応について協議しております。おっしゃる通りいじめ正面だけではなく、種々の不調からも情報を読み取ることが出来ますので非常に大事にはしております。

(委員)

県教委とのやりとりの中で、学校によって調査はしたんだけど、その後、それを生かしているところと生かしていないところのギャップが大きいとっていて、今お話しを伺ったらきちんと対応されているんだなと思ったんですが、このような調査もどう活用するかが大きなことだと思いますので、このいじめという嫌なことというだけではなくて、最初に出てくるのは体の面の不調だったりとか、眠れないとかというようなところから拾えることも多いにあると思いますのでぜひ全部の小中高できちんと生かせるような方向で進めていただきたいと思います。

(委員)

「心と体の健康調査」につきましては、いわゆる家庭環境、親子関係とかそういうところも把握できるんですね。一元的にはいじめとか友人関係とか人間関係のトラブルからも不調ということはあるんですが、いわゆる基本的な生活習慣、家庭がどうなっているとか、養育関係のところ、親御さんのしつけが度を過ぎているとかそういったことがわかるので、トータルな面で非常にこの調査は有効活用させていただいております。

(教育長)

それからこれは、震災後に県教委が始めたので、継続的で小学校であったことが中学校高校まで調査用紙が積み重ねていくことになっておりますので、すごく大事な調査だと思っております。

(議長)

中学校として「心と体の健康調査」を踏まえてどうでしょうか。

(委員)

委員の方から話のあった調査の仕方、「嫌なことがありますか」という質問で聞いていたんですが、実は悩み調査という形で「困っていることはないですか」という捉え方で聞いたときに、体の不調とか誰かに話をしたいんだということがあがってくるんですね。いじめということではなくて、自分の気持ちを誰かに聞いてもらいたい、そういうことで学校にはスクールカウンセラーも配置してもらっている訳ですが、それが例えば私たちからすると担任だと一番いいのですが担任だと喋りにくいということが入ってくることでその子を別の人が聞いてあげることで心が救われるというケースがあります。それから、調査だけしてもその後どう処理しているかというのを一番親御さんが不安なのではないかと思うのですが、申し出のあった子には、関わった時に「今ここまで関わりました、とか、今こういう状況なんです」というのは必ず親御さんに返していく。そうすることで叫びをあげた我が子が、伝えてもらって、こういうことしても

らっているんだなと安心感みたいなのが働くのかなと思っています。とにかく申し出のあった子には対応したら親御さんに返すというか伝える、そのような状況で進めておりました。

(議長)

学校の方の調査の効果的な活用とか取り組みでありましたが、例えばPTAの連絡協議会の方で教育振興運動を展開されていると思いますが、そういう立場からご意見等はいかがでしょうか。

(委員)

今年度は、教育振興運動であったり、教育委員会との懇談会であったりで情報モラル、情報機器の取扱い等について勉強会を開かせていただいております。そこで、親が情報機器を持たせている以上、親に責任があるということで、親もある程度は情報機器について理解しなければならないと感じましたし、また、いじめに関しては、子供だけではなく、親が子供の友達の悪口を言ったりとか批判したり、また、親同士であったり先生であったりを批判するのもいじめの一つに繋がるのではないのかと思います。いじめになるまでの予防が大切ではないのか。子供だけに研修会をするのではなくて、親の中にもすごく理解していただいている親もたくさんいるのですが、理解していただけない親にどうやって伝えていくかというところがこれからの課題、取り組んでいかななくてはならない部分ではないかなと思っています。

(議長)

今後、教育振興運動という運動を通して、何かご意見はございませんか。

(委員)

それぞれ協力し合って取り組んでいこうというのはそのとおりで、教育委員会との意見交換の時に、グループ討議で「いじめ」と言う言葉は使わずに「どうすれば子供が明るく学校に行くかな、家で過ごせるかな」というところに主眼をおいてそれぞれ話し合いをさせてもらって、その時に各学校のPTAの方から非常に精力的にご意見を出してもらって、それを持ち帰って各学校のPTAの方で広めていただきながら子供が明るく過ごせるようにできたらいいですよということで取り組ませていただいておりますので、これからも続けていけたらいいのかなと思っています。

(議長)

委員からは、保護者の方にも研修会等が必要ではないかというご意見をいただきました。また、委員からは「いじめ」という名前でなくて「子供達が学校或いは家庭で明るく過ごせるためには」というテーマでこれからも引き続き教育振興運動を通して継続していくことも必要だというご意見をいただきました。

あと、関係機関の皆様方から、いじめの調査、それから方針に対する取組等の事例もでておりますのでご意見を頂戴したいと思います。

(委員)

いじめの調査は学校相手のいじめというのが主眼だと思いますが、親のいじめというものもあるんですね。私は一人の委員として去年経験しているのですが、小学校の親御さんが子供をいじめているんですね。そういう情報が隣近所から私のところへ情報が入ってくるんですね。学校や市にも連絡したんですが、学校内だけではなくて、親のいじめ、親の教育も最近必要だなと感じています。当然親もこういう時代で働いている関係もあり、いらいらしている部分もあるでしょうけど、そういうのも現実として起きているということもデータとしても出すべきかなと思います。そして、親御さんの教育も必要だなと全くそのとおりだと思っています。

(委員)

委員から、このいじめ調査は主として学校というお話でしたが、今回、保護者アンケート

ートででてきたのですが、子供の話で実はスポ少の中でこういうことを言われているとか習い事の中で「できない」とか「バカ」とか言葉によるいじめを受けているというのが散見されたんです。そうなった場合に、件数としてはすべてを掌握しているわけではないですけど、そういうのを抱えながら学校に来ていじめに反応している、調査に答えている子もいますのでそうなるほどどこまで関われるのかなとか考えると学校現場は厳しいかなと、今回、生の声を聞かせていただきました。実は塾とかスポ少とかですと親同士の繋がりの中でどれだけ指摘しあえるかということな訳です。AとBがいて、例えばAがうまい、Bは下手だとして、やりとりがあって親同士は知り合いであの子にこういうことをされているのはわかかっていてもなかなかオープンにならない部分がある。学校の中ですと教師が見てるので指摘はできるんですが、そういう閉ざされた空間の中で実際にそういうことが行われていると今回、保護者の記述の中から読み取れたので、それについても対応を考えなければまずいんだろうな、好きな者同士が集まってやっている中で起きていることはなかなか目がいかない部分が我々はあるということで反省させられました。

(議長)

スポ少とか習い事の中でも学校外で起きていることも、子供であれば学校に来ればそういう調査の時にはなんらかの形で訴えるということもあるのでここは連携していかなくてはならない部分ではないかなと、学校内学校外ということではなく、学校外で起きたことを校内の調査の時にはそれに当然関わっていかなくてはならないかなというご意見じゃなかったかなと思います。その他に関係機関の皆様方からご意見等ございましたでしょうか。

(委員)

毎月11日を「安全・安心・心の日」ということで取り組みをされていて、こんなふうに話を聞いたりとか命を考えるととても大切なことだなあと感じます。それに加えてということなんですが、例えば、学校でも家庭でもスポ少でも常にストレスにさらされていて、そういういろいろなものをどう対処していくかというストレスマネジメントの力を付けていくことが必要なんだろうと思うんですね。ただ、いじめはいけないこと、或いは調査で拾ってきてお話しを聞くということも大切なことなんですけど、併せてストレスに対する対応の仕方とか、それから対人関係の力を付けていくということの全体的な子供達の力を付けていくような開発的な取り組みがないとなかなかいじめの問題は減っていかない原因だと思うんですね。すぐにというのは難しいと思うんですが、こういったような毎月11日にこういうような取り組みをされていくという流れの中で今言ったような子供達のスキルをアップするとかストレスに対する対処力を付けるとか、そういうようなことを視野に入れて取り組んでいただけたらいいんじゃないかなと思います。

(議長)

毎月11日という日の在り方についてのご意見でございました。

(学校教育指導課長)

各学校ではさまざまな取り組みの中でやっていただいていると思いますが、今の委員のご発言等を参考にしながら今後の活動の参考にさせていただいて、各学校にも提供していきたいと思っておりますし、各学校にもスクールカウンセラーを配置しておりますので、その方々がうまく11日に来られた場合にはお話しいただくとか、そういったものを活用できたらいいかなと今お話しをお伺いしながら思いましたので今後の参考にさせていただきたいと思っております。

4 協議

(2) 滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針(改正案)について

(議長)

併せて、毎月11日に対するご意見というのはまさに子供達のストレスの対応とか人間関係能力が身についていないということもありますのでそういうふうなことも視野に入れながら毎月11日の在り方をこれから考えていかなければならないのかなというご意見でございました。その他にはご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではたくさんのご意見をいただきました。事務局又は学校におきましては、引き続きさまざまな調査を有効に活用するなど、今後の取組の参考にさせていただきたいと思っております。それでは次に「滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針（案）」につきまして協議したいと思っております。事務局より改正案についてご説明願います。

(学校教育指導課長) 資料により説明。

(議長)

ありがとうございます。ただいま説明していただきました本資料は事前に委員の皆様方に送付されていたと思っております。従いまして、朱書きの修正箇所につきましての説明を確認していただきまして3ページから6ページまでの中で何か質問ご意見のある方はよろしくお願います。

(委員)

いじめ方針の観点から考えますと「人権擁護思想」というものが非常に大切なのではないか、基本的人権の尊重ですね、ということが教育全般の中で謳われているのではないかとと思いますが、一言も「人権」という言葉がないものですから、どこでどの程度行われているものかということをお聞きしたいと思います。先程思いやりの心とか命の大切とかいろいろ出てますけど、そういう中で当然謳われていると思っておりますけど、単発的に朝礼の時の校長先生の講話ということになってますけど、それ以外にも例えば道徳とかでどの程度触れられているのか、その辺を知りたいなあと思っております。それからもう一点はですね、「学校いじめ防止基本方針」というのが各学校で作られているようですが、それは作っただけで教育委員会に報告されているのか知りたいです。それからもう一つ、3ページに「すこやかテレフォン687-3866」とありますけど、これはどこの番号なのでしょう。うちの資料にはなかったものですから。市役所の教育委員会の番号なのでしょう。例えば、うちの方では「人権110番」という番号があるのですが、先程幅広く相談窓口はあった方がいいというお話がありましたので、その辺のところもあった方がいいのかなあと思ったところです。

(議長)

3点ありました。「人権」という文言とか文章の記述が本案のどこかに記載があるか、「学校いじめ防止基本方針」が教育委員会に報告されているのか、それからテレフォンの番号についての確認でありました。以上3点質問がありましたのでよろしくお願います。

(学校教育指導課長)

まず、「人権」というような文言は方針の中では特に使っておりません。ただ、委員からありましたけど、道徳とか講話の中とか、それから思いやりの心というようなことの中でそういうようなものは養成していこうということで、方針の中でそのような文言を使用してはいないということをご理解いただければと思います。それから各学校からの基本方針につきまして、もちろん教育委員会の方に全て報告が来ております。それについても、教育委員会といたしまして全部見させていただいておまして、いじめ防止対策推進法で指摘されている条項がきちんと入っているとか、それから実行性のあるものなのかというようなことを確認しております。それから最後、「すこやかテレフォン」につきましては教育委員会内にある直通電話でございまして学校教育専門員が主に対応することになっておりますが、不在の時もありますので、そこに掛けていただければ教育委員会内の誰かが対応するというような電話でございまして、直接市役所に掛けて教育委員会に掛けてきてご相談される方もおりますし、「すこやかテレフォン」もありますし、それから先程委員からお話しのありました「人権110番」ですとか「いの

ちの電話」もあります。各学校では、さまざまな電話相談の場があり、いろいろな機会に保護者とか子供達にも伝えておりますので電話をしやすいところに掛けていただければと思います。もし、よろしければ各学校のいじめの方針がここにございますので会議の後にでもご覧いただければと思います。

(教育長)

教育委員会に全部あがってきて、目を通しています。きちんと法に照らしてやっているか、一番大事なことはそれが実行性があるかどうかであり、指導主事等が各学校をまわって実行性をもつように、特に滝沢市はやっているつもりです。

(議長)

ありがとうございます。今、文章からなかなか見えない部分や、文章表現、文言等についての質問がありましたけれども、あとご意見はございませんでしょうか。

(委員)

いいでしょうか。方針案の中で、学校に該当する部分として、今回、情報モラルについて何点か新しく入れてもらいました。学校でも例えばスマホなどの使い方について、非常に便利なんだけど危険度があるということをお親御さんたちにも啓蒙しているんですが、今回ここに記載されてきたことで、親御さんたちにも大きくプッシュできるかなと。親御さんにも協力してもらい、情報機器についての勉強会を開いたんです。これが割と好評で、もっと多くの親御さんに聞いてほしいと。聴いた親御さんにすると、子供にも聞いてほしいと。今回直接LINEの会社の方を講師に呼んで開いたんですが、各学校でそういうことはやってるんですけども、直接LINEをつくっている会社の方が来て説明することの重さというか、入り方はすごかったんですね。そういうことが今回基本方針の改定案に新しく加わっているということで、市としても教育を進めているというバックボーンができたので、親御さんたちに私たちが説明する上で非常に力強いという感じを受けました。

(議長)

この後にも関係してきますが、今回情報モラルということについてある程度記載されたということは、学校においては今後、保護者を対象にした勉強会の開催と具体的にはPTAの方々の集まった会議、研修会、あるいは参観日等に集まった際に、少しの時間を割いて情報モラルについてのお話をして、共通理解を図るというようなことが可能になるのではないかとというようなご意見がありました。そのほかご意見ありませんでしょうか。

(委員)

私は初めて改訂案を見たんですが、2ページの2段落目、「法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である」と書いてあって、法の方では「心身の苦痛を感じているもの」だとあるんですけども、限定して解釈するなというのは、要はそこに潜んでいるそもそものいじめの元になるであろうストレスとか、そういうことがどうやって起きているかというようなことを配慮して、ということなのか、具体的にどういうことなのか、ちょっと読んでいてわからなかったので教えていただければ。「心身の苦痛を感じているもの」をいじめとすると法では定めているんですけども、その要件だけを限定して解釈しないことと書いてあるので、これは具体的に言えばどういうことなのかと。これが法に触れるいじめなんだと言ったものも、これ以外の解釈の仕方ってどういったことが想定されるのか。ここに書かれているということは、それなりに違う対処の仕方もあるということをお願いしたいのかと思ったんですが、それはどういうことなのかと。例えば人間関係のことなど、色々ストレスもあって起こるということもあると思うんですが、そういうことも加味してという話なのか、結果だけではなくて、そこに起因するであろう部分も含めて考えろということをお願いしたいのか、どういったことを想定してここに書かれてあるのかなということをお願いしたいです。

す。

(学校教育指導課長)

確かにそういう捉え方もできるんだと思いますが、要は単純化しないでくれという意図だと。表面的には、確かに今回の調査についても「嫌な思い」ということで、心身の反応ということもあるんでしょうが、ただこの「いじめ」という事案に関しては、それだけの単純なものではなく捉えてほしいということがあるので、この一文を入れていると自分では捉えておりましたけれども、委員のおっしゃるとおり、どちらかというと後者の方に近いという意図で入れていると考えておりました。

(委員)

いいですか。私が理解をしているところを補足させていただくと、子供たちは必ずしも自分は「心身の苦痛を感じている」と訴えないことがしばしばあるんですね。前にも例を挙げたかもしれませんが、例えば小学校のスクールカウンセラーをしていた時に、まわりの子たちから砂をかけられたり、叩かれたりしている子がいて、先生は「あの子は前からだから全然平気ですよ」って言うっていて、本人も気にしているようには見えなかったんです。ところが、関係ができてくると「本当はあれがすごい嫌だった」ということを初めて訴えるということがあるので、今の段階で苦痛は感じていないと言ったとしても、それをそのまま鵜呑みにして良いかということ、そうでもなくて、平気な顔をしているとか、平気な顔をしていないとやっていけないというようなこともあるので、そういうようなことで「苦痛を感じているもの」とあまりにも限定してしまうと、いじめを見逃してしまうようなことがあるんじゃないかと、そういうことを含めているのではないかと私は理解をしていました。

(議長)

よろしいでしょうか。その他にもご意見等あれば。

(委員)

私からもう1点。さきほど委員からあったとおり、親同士から発展して子供に、というようなこともあるので、方針の中で「家庭における」ということについては触れる必要はないんだろうかと。「学校」が多く出てきて、学校も子供を見てもらっているんですが、先ほどあったとおり、先生が体罰するのはいじめを容認する、家庭で親が叩けば、それはそれで叩くのもありだとなり、そうすると「お前ってバカだな」とポコッとやったものが「親もやってるからいいんだよ」となると、結局それもいじめ、体罰のものになっていくと思うので、「家庭における」というところも触れたらいいのではないかと、家庭の部分少し足りないのかなと思いました。

(議長)

事務局よろしいですか。確認しますけれども、3ページからの続きで、4ページに「学校が実施する」あるいは「学校における」、5ページで「学校における」と記載されており、市全体として考えた場合に学校だけではなくて、家庭におけるという部分はどうなんですかということですね。その考え方としてはどうでしょうか。

(学校教育指導課長)

貴重なご意見をいただいたと思っております。今後、どこに入れるか、どういうふうなことを入れていくかということについては即答しかねますが、検討させていただきながら、今後改善していきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございます。検討ということで、今後の取組を考えていくということですね。その他ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

一番最後の7ページあたりになるんですが、重大事態の報告ということで書かれております。十分ご承知だとは思いますが、いじめ防止対策推進法の第23条の6項に、いじめが犯罪行為と取り扱われるべきという時には、所轄警察署、ここであれば盛岡西警察署になりますが、対処するものとするうんぬんと書かれています。滝沢市さんのこの基本方針は県の方針に基づいて作られていると理解しており、県の方針にもそのことについて書かれていませんので、もちろんそういう絡みもあって盛られていないということも考えてきましたが、内部だけで対処をしていて、逆に言えば最後の最後に私たちに連絡をされても、場合によってはすぐ対応しなければならない場合もあります。その辺を踏まえて、例えばこの重大事項の報告の最後のあたりに、法に基づいて通報するか、そういう文言を入れてもらいたいと個人的には思いました。県の方針に従ってということであれば、その行間のうちに読み取ってもらえるのであれば良いかと思いますが、2年前の事案も矢巾の事案も、最初にこちらで先行してしまったところもあり、最終的に連携しながら対応しているんですが、全然わからないまま最後になって教えられても対応に苦慮するところもありますので、その辺ご検討していただきたいと思っております。

(議長)

今の意見に何か。

(教育長)

もちろん、重大な案件につきましてはお知らせしなければならないと思っておりますし、実は冒頭のあいさつで申し上げたんですが、この協議会は、いじめで重大事案があった際には初期対応として学校からお知らせして、委員の皆さんからご指導ご助言をいただきたいとなっております。その中で、こういう関係者の皆さんにお入りいただいていることで、警察関係、弁護士の方もおりますし、必要に応じてご相談申し上げたりしながらご報告して対処しなければならないと思っております。

(議長)

考え方ということでお話しがりましたが、この方針案にどのように、ということにつきましては検討していただきまして、お願いしたいと思います。その他ご意見ございませんでしょうか。

(教育長)

この方針を作る時、一番前提になっているのは、もちろん法であります。市の方針は法に基づいて、短い冊子といいますか、ペーパーにまとめたものでありまして、もちろんそういう犯罪行為となった時には、法に基づいて行うということであり、しっかり対応させていただきたいと思っております。

4 協議

(3) 児童生徒の情報機器使用との向き合い方について

(議長)

あとはご意見ございませんでしょうか。なければ、確認させていただきますが、何点か課題の検討事項が出ましたので、ぜひ事務局におかれましては次年度に向けて検討をお願いしたいと思います。次に、児童生徒の情報機器使用との向き合い方について協議していきたいと思っております。最初に事務局より、滝沢市の現状についての説明をお願いします。

(学校教育指導課長)

資料はございません。ご意見をいただければと思います。12月の議会におきまして、小中学生の携帯電話の利用についてというようなご質問があり、夜の21時以降、使用を規制する自治体もあるが、滝沢市ではどう考えているのかというような内容でした。それに対して教育委員会といたしましては、教育委員会が一方的に決めるのではなく、子供たちが携帯電話、スマートフォンなどの情報機器に対してどのように関わっていく

かということを考える過程を通して、もしその必要性があれば、決まりを決めるのも一つの方法であると考えている、ということをご答弁したところです。詳しくは、先ほどの資料1の下の部分に、教育振興運動の関わりの中で情報機器との関わりという取り組みをしていることをご説明したところです。平成21年1月に、小中学生の学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止すべきという文部科学省からの通知が出ているということもあり、今、市内の各小中学校では原則持ち込みは禁止ということで対応しているところですし、また、先程ありましたが、情報モラル教育についても各学校で推進しているところです。そのような中で必要であれば決まりを決めていきたいと考えているのですが、きまりを決めているという自治体もあって、この点につきまして委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、今後の検討の材料にしていきたいと考えておりますので、ご意見をいただければと思います。

(議長)

情報機器、いわゆる携帯電話やスマートフォンの使用については、先の12月の議会でも質問があったということで、今のような説明、報告があったわけですが、関連して、教育振興運動の中で、何か家庭としてのきまりのようなものをご確認したりというようなことはあるのでしょうか。使用の時間とか何か。

(委員)

教育振興運動の方では、各学校ごとで子供たちの指導をお願いするというような形です。あとは、各学校で教育振興の取組ということで、私たちの地区であれば地域の人達や親など保護者の方に来ていただいて、講演をいただいています。すごくわかりやすいように説明していただいて、一番印象に残っているものが、「ネットに載せるときには、家の玄関に貼ってもよいものかどうかで判断しなさい」とか。やはりそういう講演などは、そういう業者にやっていただいていたと思います。

(議長)

詳しくは、資料1の3番目の特に(2)で、具体的に学校ごとの取組を示されております。私が今お聞きしたのは教育振興運動ということで、家庭ではどのような取組を、といった時に、実践区でそれぞれ研修会や勉強会という形で行われているということとか、学校でも情報モラルということでは指導しているかもしれないし、中学校においても技術などの時間でも多分してはいるのではないかとということですが、どうですか。

(委員)

そうですね、正直なところメディアの進歩は速いので、私達自身ではなかなか子供達に追いつけない。そういうところで、先程お話しにあったように、技術課程の先生方は私達よりは専門です。実際は子供達が使っているという実態を回避していくというのはなかなか難しいと思います。正しい使い方という言い方はあれですが、連絡ツールとして、方法として間違っていない使い方をしていく子供達もいますので、これについて親御さん達もしっかりしているんだと思います。私達が懸念するのは、子供達が、何か危険なところ、過ちとか危ういところにいったらどうしようかというところが前提になって、こういう動きになってるんだと思うんです。授業を通して子供達に話していても、それが家庭にどう響くかという捉え方が非常に難しい部分があるので、先程お話ししたように、親御さんの協力も必要だという捉え方です。それからやはり、これからは、先程21時以降は規制をかけるというような話がありましたが、私達も家庭の中まではなかなか入っていくことはできないので、正しい使い方を覚えるというか、そういう捉え方が進めていく方向性としては必要だと思います。

(委員)

先程も言われたと思うんですけど、やはり親達であったり学校側が子供達に「何時以降使うな」ではなくて、教育振興運動とか色々な大会でも聞くんですが、生徒会であったり、児生会であったり、子供達に決めてもらって。人間ですから「やれ」と言われれば「嫌だ」と、「やらなくてもいい」と言えば逆に取り組みたくなるとか、そういう言

われてやらされるのではなく、自分達で決めて自分達で活動していくような体制づくりにつなげていければ、子供達に考えさせて進めていければいいのではないかと思います。

(委員)

先程の議会でというのは、市の条例か何かで決めているという例ですよ。その関係でいくつか読んだり見たりして面白いと思ったのが、例えば夜21時以降は携帯やスマートフォンを使わないといった時に、子供の中で反発をする子供もいるんですが、安心をする子供達もいるんですね。というのが、例えばラインとかで、今は来たらずぐ返すというが染みついているので、そうすると、みんなが21時でやめとなれば、それはもうしなくていいと安心ができる。同じように親御さんの中でも、そんなことまで学校や市が規制するのはけしからんという方がいるのと同時に、やはり自分の家だけダメと言った時に、まわりはそれ以降もやり取りが続いているので子供が一人取り残されてしまうということがあるのでなかなか踏み切れないというようなこともあり、すごくありがたいという意見があることもお聞きしています。市がどこまで捉えているのかわからないのですが、例えば現状で子供たちがスマホや携帯をどのくらい持っていて、どんなふうにどの位の時間を使っているのかということとか、あるいはそれによってメリットもあるけどデメリットもあるということもきちっと考えて、規制をするのかしないのかということを考えるプロセスが大事なのではないかと思います。それを押し付けるのではなく、するとしたらメリット・デメリットがどういうことがあると、そういうことを通して使い方を自分達なりに考えていくことが大事なのではないかと思います。もう1点は、やはり中毒になっている子供達というのが現実にいるんですね。今まで、不登校の子達で、ほとんど夜じゅうネットゲームなんかをやっていたということで、結局親が取り上げて22時以降使わないと言った時に、1週間位、ほんとに禁断症状みたいなものが出るんです。イライラして壁を叩いたりとか、そういうのをようやく乗り越えて1週間くらいたつと落ち着いてきたりというのがあるんですが、そうすると自分でコントロールしようと思っても自分でどうにもならないというのがあるので、それを自主的に規制するというようにはいかないレベルまでいってしまうことも大いにあるということを見ると、子供達にとって21時以降の規制というのが必ずしもメリットばかりでもない。それからやはり、特に高校あたりになるとラインのトラブルが本当に多くて、高校の先生あたりだと「ライン禁止」とおっしゃりたくなるお気持ちが本当によくわかるんですが、そういう実態もあるので、やるかやらないかどちらがいいのかは本当にわかりません。真剣に規制をした方がいいんだろうかということは、ちゃんと考えるプロセスを通していろいろな発見があると思うので、まじめに考えたらいい問題だなと思います。

(教育長)

これは議会で私が答弁しましたのでお話しさせていただきますと、先ほど課長がお話ししたとおりなんですが、愛知県の刈谷市のように夜21時以降、使用禁止・ルールなどを、子供の環境を守るという観点から規制をすることはいかがかということで答弁をさせていただきました。今、委員からお話しもあつたとおり、プロセスが大事なのではないかとということで答弁をさせていただきました。現在、3県・7市の自治体で規制をしているということです。広がってはいないんです。ニュース等でご覧になったりお聞きになっているとは思いますが。このことで、確かにまわりがやらないのでよかったという反面、隠れてやっているとか、なかなか実効性がないということがあって、なかなか広がらないということです。市ではそのように学校や教育委員会から規制する方法もあるが、ルールを一方向的に決めて押し付けるのではなくて、まず学校や家庭、そして地域で取り組むことが必要ではないかと。学校でルールを決めたり、家庭で話し合いをしたりしながら、また、本県では教育振興運動というのがあり、本市にもあります。今年の総会の後、シンポジウムで生徒会の会長など話し合いましたが、ああいう取り組みでスマホを考えたり、子供たちに親がどう向かい合っていくかという話し合いを通して、その中でやはりPTAでも決めた方がいいと、市みんなが21時以降は禁止にしようという話し合いができれば、それはいいのではないかと。ただ一方向的に21時以降はだめ

というよりは、子供たちも考え、そして親・地域が考えて、やはり規制していこうと、そういうプロセスが大事ではないかなというような答弁をさせていただきました。そこで、皆さんからも意見を聞いて対応していきたいということでありましたので、このような協議会の中で、皆さんからもご意見をいただきたく、協議題にさせていただいたところ です。

(議長)

ありがとうございました。確認ですが本協議会で何か決まり事を決めるというようなことではなくて、そのために何かご意見をいただきたいという提案でございましたので、今様々なご意見等をいただきました。その他にご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

教育振興運動の総会の時のことを思い出したんですけども、やはりお子さんが主体になるといきいきして意見も言っていましたし、そういうところが大事。上からではなくて、みなで考えていくというのは大事なのかなと思いました。今までは、テレビで「テレナイデー」とかやっていましたよね。そういう形で何かきっかけをつくってやってみて、その後に参加してみてもの意見を集約してやってみるのも、もしかして次につながっていくのではと思いました。

(議長)

ありがとうございました。その他、何か思っていること、ご意見等ありませんでしょうか。なければ協議の方を閉じたいのですが。まだご意見を伺っていない委員さんもしらっしゃいますが。

(委員)

特にないんですが、弁護士がこのいじめの問題に関与してくるという場合の形態というのは、大体3つあると思うんです。その一つは、いじめがなかなか止まらず悪質化、重大化してくる時に、弁護士から、いじめが刑法上の犯罪に該当する場合があることなどをお話しをして、いじめ防止に協力すること。乱暴すれば暴行罪になるし、脅かせば脅迫罪になるし、物を取り上げれば恐喝罪などということがある。基本的にはいじめの問題というのは、一次的には学校や家庭の問題ですので、弁護士が入ってくるのは、特にいじめの状態が悪質化し、どうしても理解を得て、それを防止するという方向にもっていかなければならないというところで、弁護士の役割があるのではないかと思っています。もう一つは、指導レベルDのような、悪質重大化した事件については、いじめというのは本来わからないようにやるのがいじめなので、調査しても調査困難で非常に難航しているというようにときに、弁護士が調査に協力するという役割がまわってくることもあり得ると。もう一つは、当然のことながら自殺とか不登校とかという、具体的な結果が指導レベルDのような場合に、いじめがあったのかどうかとか、その結果がいじめと因果関係があるのかどうかということ判断するというようなことですけども、いずれの場合も日常的に関与するというよりは、その時々の特的な必要に基づいて関与するということでもあります。今日皆様方の日常の取組を拝見して、それを参考にして、今後こういう場合が出てきた場合には何等かのお役に立ちたいと考えているところで す。

(議長)

ありがとうございました。どうぞ、お願いします。

(委員)

今の弁護士さんのお話しをお聞きしまして、先ほど家庭のいじめという話も出たんですけども、ふと思いましたら、このいじめ防止対策推進法は文科省が所管だと思うので、縦系列でいきますと、児童生徒が対象だと思うんですね。県の教育委員会、市町村の教育委員会と。ですから、家庭におけるものは、今のお話しですと、たとえば傷害とか、そういう一般社会の方の犯罪になってくるのかなと感じました。学校における体罰

も、外に行けば傷害罪ですからね。ふと、そんな感じかなと思いました。あとは、法務省の方としましては、いろいろないじめの方の協議会にも入れていただいていますし、人権擁護委員さんをとおして啓発活動を小中学校の方に依頼しております。SOSミニレターは全国的にやっております。今年度もお願いをしております。これは、年に1回、小中学生に郵便切手のいらぬお手紙を差し上げて、そこに自分の悩みを書いて投函すると、法務局にくるといふものです。これは全国的なもので、その県の法務局に届くんですが、届いたものは市町村に何名かずついる人権擁護委員の方がその内容を読んで、返事をして返すと。滝沢市は270人程度います。6割程度は校長先生や教育職終わられた方、弁護士や警察を終わられた方もおり、いじめや、いろいろな問題にお答えをしております。今年も昨年よりも通数は多めです。やはり、矢巾の事件とかがあったからかもしれません。内容についてはあまりお話しできませんが、傾向はやはりあります。緊急案件と言っていますが、死にたいとかそういうものも昨年よりは増えています。それは必要であれば警察の方にご連絡したりという活動をさせていただいております。あとは人権作文、これは全国人権作文コンテストといたしまして法務省が行っております。これも、昭和の頃にいじめが大きな社会問題になった時に始まった活動であり、中学校にお願いしております。コンテストが目的ではなく、中学生が人権について考えてアウトプットする、自分で考えて作文を書くことが人権の啓発になるんだという考えで始めたものです。毎年、県大会、あるいは全国大会もやっております。県内のものにつきましては、文集にして各学校さんにお配りしております。県大会の優秀作品数点については、ラジオ放送もお願いすることにしました。IBC、FMラジオで2月中旬くらいからだったと思いますが、学校さんにはお知らせします。リスナーからの反響も大きいということで、啓発に努めております。あとは、小中学校さんに入らせていただいて、先生方、現職の方とは違った観点でお話しをさせていただいております。DVD等もありますし、興味のある方は、法務省のサイトでユーチューブでもご覧になれます。ご活用いただければと思います。いじめ防止対策推進法14条の団体が、全国的にどうなっているかという統計的なものなんですけど、我々、法務局の職員や人権擁護委員が委員になっているものは12月末現在で、都道府県で14条の条例に基づくものが20、法の趣旨に基づいて作っているものが23で合計43です。市町村を見ますと、条例に基づいているものが148、法の趣旨に基づいているものが107ございます。12月末現在で、我々が委員になっているものが全国的にそれくらいあるということです。岩手県は今年になって条例にしましたので、法に基づくものが1と。市町村におきまして条例に基づくものは県内では滝沢市のみですね。その他に法の趣旨に基づくものとして3市町村が私の方では確認させていただいております。ただ市町村に御指導なされたようですから、これからどんどんできてくるでしょうけど。二戸市と矢巾町と雫石町ですかね。法の趣旨に基づいているものができているものです。紹介させていただきました。

(議長)

委員をお願いします。

(委員)

はい、では、感じているところです。多分学校の先生方、担任の先生方が一番感じられているんだろうと思うんですが、教室の中でできる子供さんとできない子供さんの格差というのがすごく大きくなっているのではないかなと思って見ています。なので、先程から、例えば子供達自身に考える機会、子供達自身が作っていくことはすごく大切な取り組みだと思うんですが、それを引っ張りあげることのできる子供達と、そこに参画できない子供達というのが明らかにいるということがあるので、先程でた例えばスキルアップという対人能力のスキルをアップさせるとか、ストレスマネジメントの力をつけていくとかと考えた時には、全体の底上げをしないとならないんだろうなと思うんですね。それを自力で、1言ったら3も5も10もわかる子供もいれば、10言っても1届いたかなという子供達も明らかに増えているという印象が私はあるので、全体的なスキルをもたせていくというような取組が底辺にないと、多分どれも机上のものにしかならないのではないかとすごく思います。親御さんもそうだと思います。親も子も教育が必要だけれども、いろいろな話合いに率先して出て、話を聞ける、話を聞いたところ

から考えたことができる親御さんと、そこに行くことさえも、足を運べないという親御さんも明らかにいらっしゃるの、どちらかというと、そういったお母さん方に考えてもらえる機会というのがすごく必要なんだろうなと思うので、多分立派なことを立派にお話しして、聞いてくださいではだめなんだろうな。なので、教室の中で、例えば子供たちがスキルアップしていけるような教育って言ったなら、もしかしたら教室の30人のグループで話し合いが行われても、話し合いに乗れる子はその中の一握りだと思うので、グループとして成り立つ人数、班分けしてあるなら班ごとで例えば話ができるのか、それをちゃんとリーダーシップをとって導けるスキルのある人とか、例えばスクールカウンセラーさんとかがそういう役割をとれるのか、例えば教育委員会のSSW(スクールソーシャルワーカー)とかがそういう役割ができるのか、担任の先生がそういう役割ができるのか分からないですが、立派なお話しを聞くだけではなくて日々の中ソーシャルスキルトレーニングみたいなものとか、そういったものがやれるような人材とか、そういうものが子供達に定着していく雰囲気だったり、そういうことをつくって底上げをしていくという作業がないと厳しいんじゃないかと思いました。

4 協議

(4) その他

(議長)

ありがとうございました。それでは、協議3つ目の児童生徒の情報機器との向き合い方については以上でございます。協議以外で何か皆様、この機会にということでお話ししたいことはございませんでしょうか。

(委員)

今日は素晴らしいお話しを聞かせていただき、勉強になったなと思うところがございます。特に最後にお話しいただきましたグループワークが勉強になったなと、もっと勉強しなければならぬなと思っております。話を聞きながら、去年少年鑑別所で行われました研修に参加させてもらったことを思い出しました。少人数でありましたけれども、発達障害について90分を2日に分けて180分の研修を受けさせてもらっているいろいろなことをお話しさせてもらって、やはりこれからはそういう発達障害、それから心の衛生というものを少年補導員にも浸透させなければならぬなという認識を思っているところです。今年チャンスがあれば、少年補導員にそういう研修の機会を与えたいなと考えています。現在少年補導員は交通指導隊、スクールガードの方々も入って活動させていただいているんですけども、事案を起こさないための啓発活動、それから再犯防止の啓発活動を公用車で、それから徒歩で、時には列車補導活動をしているところです。その結果、平成13年には事案認知件数が1000件以上あったものが、今は300件を切っているという状況です。まだまだ少年補導員の人数が少なく、もっともっとほしいというのが私の考えです。今まさしくいじめに関わっている年代層を見ると、やはり大人から話をするよりは、もう少し子供たちに年齢に近い少年補導員がいればなと前から考えております。現在、岩手大学の学生ボランティア、それから県立大学にもあり活動しています。ついこの間までは、看護短期大学の学生さんにも入ってもらっていたんですが、実習や勉強をする時間が結構あるために離脱してしまったんですが、また呼び込みたいなと思っております。お願いが1つあります。今日、盛岡大学の先生が2人おいでですので、チャンスがあれば、一度、盛岡大学の生徒さんも入ってもらい、一緒に活動してもらいたいです。そして、実際子供たちに、学生目としていろいろな話をしていただければと思います。年齢に近い子供たち同士が話、指導するというのがやはり効果が高いのではないかと思います。現在、岩手県内には17の警察署があります。17の警察署の課長さん、署長さんにはもっと活動を活発にして、できれば子供たちを入れた活動、ふれあい事業、立ち直り支援事業をやってほしいです。去年は一関や、遠野、北上で、学童クラブや専門学校を交えて活動させてもらったんですけど、これからは大学生目、それからゆくゆくは高校生・中学生目、学生ボランティアとかそういうことを考えています。こういう場で話をするのは全く場違いかもしれませんが、協力していただければと思っております。今現在スクールガードの活動も民生委員

の方々やPTAの方々にお手伝いいただきながら合わせて活動しているところです。大学生ボランティアをぜひ協力していただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

(議長)

貴重なお話し、今後の在り方として参考になるお話しができました。ありがとうございました。

(委員)

児童相談所に来た子供さんの中で、すごく問題行動が激しくなったりしている子供さんでも、小学校低学年くらいの子供さんだと、だめって言われたものは、「だってダメって言われたもん」っていうふうに、すごく取り込まれている部分があることが多々あるんですね。あと、すごく思春期になって反抗期なんだけど、小さい頃から言い聞かせられたことだけはちゃんとインプットされて守っていたりということがあるので、この情報機器の教育というのは、すごく低年齢の時から刷り込むように始めてた方がいいのかなと、ふと思いました。

(議長)

ありがとうございました。それでは会を閉じてよろしいでしょうか。2回目の会議に、皆様から貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。私の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(教育次長)

大変ありがとうございました。ここで事務局より連絡がございます。

5 連絡

(事務局)

第1回の時にお話しいたしましたとおり、委員の委嘱期間は2年となっております。年度末の人事異動等で欠員が生じた場合につきましては、前任者の任期を引き継いで、後職の方に新年度はお願いするということが出てくると思いますので、その辺につきましてご了承いただければと思います。また、今年度につきましては本日の会で終了ということになりますが、次年度の開催につきましては今年度と同様に、1回目を6月の下旬から7月の中旬にかけて、2回目を1月の下旬から2月の中旬にかけてのあたりと、今年度と同時期に開催したいと考えております。そちらの方も合わせてご予定いただければと思います。以上です。

(教育次長)

前回に引き続きまして、時間いっぱい、いろいろなご意見、ご提言いただきました。これを持ち帰って、また事務局で協議していいものにしたいと思います。本日は長時間にわたり、大変熱心なご協議をありがとうございました。以上をもちまして、第2回いじめ防止等対策協議会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。